

経済産業省
環境省 令第五号

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七号）第二十一条の二並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号）第五条及び第六条の規定に基づき、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 甘利 明

環境大臣臨時代理

国務大臣 林 芳正

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令及び温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部を改正する省令

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令の一部改正)

第一条 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令(平成十八年経済産業省環境省令第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の次に次の一条を加える。

(特定排出者の事業活動に伴う三ふつ化窒素の排出量の算定に係る係数等)

第八条の二 令別表第十三の一の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、〇・〇一七とする。

2 令別表第十三の二の項の下欄の環境省令・経済産業省令で定める係数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 〇・〇二
- 二 半導体素子若しくは半導体集積回路の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 〇・二〇

三 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いている場合 ○・〇三

四 液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこの製造装置の洗浄に際してリモートプラズマ源を用いた技術を利用する方法を用いていない場合 ○・三〇

第十条中「第八条」を「第八条の二」に改める。

(温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令の一部改正)

第二条 温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令(平成十八年経済産業省環境省令第四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。